

改正

平成24年4月1日水管規程第5号

平成27年3月31日水管規程第1号

平成29年3月31日水管規程第4号

明石市水道事業契約規程

明石市水道事業契約規程（平成5年水道事業管理規程第6号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、明石市水道部（以下「部」という。）において締結する売買、貸借、請負その他について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「契約規則」という。）の規定（第1条及び第27条を除く。）は、部が契約を締結する場合について準用する。この場合において、契約規則の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、「市」とあるのは「部」と、同規則第2条及び第53条中「この規則」とあるのは「この規程」と、同規則第19条中「政令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。）第21条の14第1項第1号」と、同規則第19条の2中「政令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号」と、同規則第34条、第46条、第50条及び第51条中「課かい」とあるのは「課」と、同規則第38条第1項中「工事検査課（以下「検査課」という。）に所属する技術職員」とあるのは、「総務課に所属する工事検査担当の技術職員」と、同条第2項中「工事主管課が属する室内の他の課」とあるのは「部内の他の課」と、「当該室の長（以下「主管室長」という。）」とあり、同規則同条第3項中「主管室長」とあるのは「部長」と、「工事検査課長（以下「検査課長」という。）」とあり、同規則第42条、第43条、第46条及び第48条「検査課長」とあるのは「工事検査担当課長」と、同規則第39条中「総務管理室長が主管室長と協議して」とあるのは「部長が」と、同規則第42条及び第52条中「財務室」とあるのは「総務課契約担当」と、同規則第52条中「工事の請負」とあるのは「工事の請負及び修繕（別に定めるものに限る。）」と、「明石市財務規則第151条の規定に基づく物品の売払い」とあるのは「物品の売払い（別に定めるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（契約事務の特例）

第3条 次に掲げる契約事務（前条において読み替えて準用する契約規則第52条各号に定めるものを除く。）は、総務課において、行うものとする。

- (1) 工事の請負に関すること。
- (2) 1件が50万円を超える事務の委託及び修繕に関すること。
- (3) 物品の売払いに関すること。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の明石市水道事業契約規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程による改正後の明石市水道事業契約規程（以下「改正後規程」という。）の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後規程第2条において読み替えて準用する明石市契約規則第4章第2節の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約する工事について適用し、施行日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日水管規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。